（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑵③　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　運用財産の状況

全ての運用財産の総額	うち法第２条第８項第12号イに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第12号ロに掲げる契約に基づく行為に係るもの	うち法第２条第８項第14号に掲げる行為に係るもの	うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの	うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの	うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

（注意事項）

１　「うち法第２条第８項第15号に掲げる行為に係るもの」の欄の金額は、「うち法第63条第１項第２号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。

２　「うち附則第48条第１項に規定する業務に係るもの」の欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載すること。

３　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

②　顧客の状況

顧　　客	顧　客　数
特定投資家	名
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合　　計	

（注意事項）

１　本表においては、法第63条第１項第２号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条に規定する業務に係る顧客を含めないこと。

２　「顧客数」の欄には、期末における人数を記載すること。

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧　　客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の３各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の５各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

（注意事項）

１　「契約件数」の欄及び「顧客数」の欄には、当期中の数を記載すること。

２　「私募の取扱い」の欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。

３　表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

⑵④　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）	うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契　約　件　数	契　約　件　数	資　産　総　額
件	件	百万円

②　内部管理の状況

（注意事項）

１　「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

２　内部管理の状況

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

③　投資助言報酬　　百万円